

2024 年 7 月 23 日 全 4 頁

中国：3 中全会・全面的改革深化のポイント

民営企業のてこ入れ、不動産不況への対応は不十分

経済調査部 主席研究員 齋藤 尚登

[要約]

- 2024 年 7 月 15 日～18 日に開催された中国共産党第 20 期中央委員会第 3 回全体会議(3 中全会)は「改革を一段と全面的に深化させ、中国式現代化を推進することに関する党中央の決定」(以下、「決定」)を審査・採択した。決定は 15 章 60 項目からなり、経済面で記載量が多かったのは、科学技術体制改革の深化と財税体制改革の深化の 2 つであった。
- 科学技術体制改革を重点としたのには、習近平総書記が「民族復興」の偉業達成を標榜する中、米国との覇権争いに挑み続けるためにも、中国経済の持続的な発展のためにも「科学技術」や「イノベーション」が必要不可欠との判断があろう。財税体制改革は、疲弊する地方経済のてこ入れが主目的のひとつだと考えられる。「決定」は、地方の自主財力の増加、地方の財源の拡充、地方の税收管理権限の拡大、さらには中央政府から地方政府への財政移転の拡大などの政策を列挙している。
- 民営企業のてこ入れや不動産不況に関連する記述もあるが、抜本的な改革とはいえない。例えば、今回の不動産不況では、もともと健全な財務体質であったところも売上が激減し、業績悪化・資金繰り悪化から民営デベロッパーの債務不履行(デフォルト)が続出した。放漫経営が祟った一部デベロッパーをどう市場から退場させ、政策の悪影響によりデフォルトを余儀なくされたデベロッパーをどう支援するのか、道筋は見えない。

全面的改革深化、経済面では「科学技術体制改革」と「財税体制改革」に重点

2024年7月15日～18日に中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議（3中全会）が開催され、「改革を一段と全面的に深化させ、中国式現代化を推進することに関する党中央の決定」（以下、「決定」）が審議・採決された。従来、今後5年間の改革の方針を示す全体会議は、西暦下1桁が2と7の年に開催される党大会の翌年に実施されていた。しかし、前回と今回は、それぞれ2017年、2022年の党大会の2年後に開催されている。恐らくこれは建国〇周年を意識したものであろう。例えば、今年2024年は建国75周年にあたる。今回の「決定」では、2029年（＝建国80周年）までに「決定」で示した改革を完成させる旨が述べられている。改革の方針を示す全体会議の開催は、党大会の2年後に変更された可能性が高い。

2024年7月18日に「決定」のコミュニケが、21日には全文が発表された。全文は15章60項目から構成されているが、本レポートでは経済面に的を絞り、いくつかのポイントについて、解説する。

まず、60項目の（3）では、全面的改革深化の総目標は「中国の特色ある社会主義制度の改善・発展、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化推進」であるとしている。改革＝経済改革と捉えがちであるが、習近平政権では、社会主義制度の改善やガバナンスの強化に改革の重点が置かれている。そのうえで、経済面では、高水準の社会主義市場経済体制を構築し、資源配置において市場に決定的な役割を果たさせ、政府の役割をさらによく発揮させ、社会主義基本経済制度を堅持・改善し、高水準の科学技術の自立自強を推進し、高水準の対外開放を推進し、現代化された経済システムを構築し、新たな発展の枠組みの構築を加速し、高い質の発展を推進するなどとした。コミュニケでは、市場を重視する際の常套句である「資源配置において市場に決定的な役割を果たさせる」という文言が入っていなかったために、改革が一段と後退するとの懸念があったが、全文ではこの文言が確認された。

次に、経済面で記載量（文字数）の多い項目には、「決定」の（14）科学技術体制改革の深化と、（17）財税体制改革の深化、の2つがあり、ここに重点が置かれている可能性が高い。科学技術体制改革を重点としたのには、習近平総書記が「民族復興」の偉業達成を標榜する中、米国との覇権争いに挑み続けるためにも、中国経済の持続的な発展のためにも「科学技術」や「イノベーション」が必要不可欠との判断があろう。

財税体制改革は、疲弊する地方経済のてこ入れが主目的のひとつと考えられる。「決定」では、地方の自主財力の増加、地方の財源の拡充、地方の税收管理権限の拡大、さらには中央政府から地方政府への財政移転の拡大などの政策を列挙している。例えば、地方の財源拡充では、ぜいたく品（嗜好品）に課される「消費税」を地方の財政収入にする。これが分税制¹の一部見直しと

¹ 1994年の分税制（税目によって中央と地方の税收の取り分を決める）の導入によって、中央の財政収入が強化され、2024年度予算案の全国一般公共予算収入の中央・地方の割合は、中央が45.7%、地方が54.3%となった。一方、支出は中央14.6%、地方85.4%であり、地方が圧倒的に多い構造となっている（差の多くは中央から地方への財政移転）。財政的な制約を受ける中で、成長志向の高い地方政府は政府性基金収入の多くを占める土地使用権売却収入への依存を高めていった。しかし、この3年来の不動産不況によって、土地使用権売却収入は大幅な減少を余儀なくされているのが現状である。地方政府の財政難に拍車がかかり、景気に下振れ圧力がかかりやすくなっている。

呼べるものなのか、今後の動向に注目したい。

「民営企業のでこ入れ」と「不動産不況への対応」は不十分

さらに、筆者が特に重要であると考えている民営企業のでこ入れと、不動産不況からの脱却に関連するポイントについても見ていきたい。

民営企業のでこ入れ

民営企業に関連して、「決定」の（5）では、従来と同様に「2つのいささかも揺るがない」政策の堅持と実施が謳われた。「2つのいささかも揺るがない」とは、「いささかも揺るがずに公有制経済を打ち固め発展させ、いささかも揺るがずに非公有制経済を発展させることを奨励・支持する」ことである。

目新しい点として、「民営経済促進法」の制定が明記されたことがあげられる。民営企業に対する市場参入障壁の除去や国家重点プロジェクトへの参入、資金調達難の改善などが中核となると想定される。もちろん、法律を整備すれば問題が解決するわけではない。「決定」は、国有経済と非国有経済が法に基づき生産要素を平等に使用し、市場競争に公平に参加し、法律の保護を同等に受けるなどとしている。しかし、従来、こうしたことが文字通りに行われてこなかったからこそ、「国進民退」（政策の恩恵が国有企業に集中し、民営企業にはマイナスの影響が出ることもある）の問題が深刻化するのであろう。

不動産不況への対応

喫緊の課題である不動産不況に関連する政策は、「決定」の（44）社会保障システムの健全化、の項目で触れられている。特徴的なのは、従来の「住宅は住むためのものであり、投資投機のためのものではない」という決まり文句がなくなったことである。これは不動産不況が続く中、住宅需要を何とかして刺激したい当局の意図が反映されているよう。

「決定」の全文が発表された翌日の2024年7月22日には、中国人民銀行（中央銀行）が、政策金利であるLPR1年物（貸出金利の参照レート）を0.1%pt引き下げ3.35%に、LPR5年物（住宅ローン金利の参照レート）を同じく0.1%pt引き下げ3.85%とした。LPR5年物の利下げは5か月ぶりであるが、人民銀行は5月17日に1軒目と2軒目の住宅ローン金利の下限を撤廃している。例えば、上海市は5月28日に1軒目はLPR5年物－10BPの3.85%からLPR5年物－45BPの3.50%に、2軒目は郊外でLPR5年物＋20BPの4.15%からLPR5年物－25BPの3.70%に、それ以外はLPR5年物＋30BPの4.25%からLPR5年物－5BPの3.90%に引き下げたが、今回の利下げにより、さらにそれぞれ0.1%pt引き下げられることになる。

さらに、「決定」の「不動産開発の資金調達方法と住宅の予約販売制度の改革」という部分にも注目したい。後者について、中国では予約販売が大多数のため、建設中に物件を購入し、住宅ローンの返済が始まるケースが多い。工事中断問題は購入者に物件が引き渡されない可能性を

高め、社会不安や貸出の不良債権化のリスクを高める。予約販売の割合を大きく低下させるのであれば、工事中断問題が購入者を巻き込む蓋然性は低下することになる。

打てる手を打っているとは思うのだが、抜本的な改革とはいえない。例えば、今回の不動産不況では、もともと健全な財務体質であったところも売上が激減し、業績悪化・資金繰り悪化から民営デベロッパーの債務不履行（デフォルト）が続出した。放漫経営が祟った一部デベロッパーをどう市場から退場させ、政策の悪影響によりデフォルトを余儀なくされたデベロッパーをどう支援するのか、道筋は見えない。

LPR1 年物、LPR5 年物の推移（単位：％）

